1958年3月12日 第3種郵便物許可 通巻1742号(1月4月7月10月各10日発行) 2022年10月10日発行 発行/全日本自治団体労働組合

### 自治労通信



### CONTENTS

「自治労通信」のリニューアルとデジタル版の始動

自治労本部 総合企画総務局長 榎本 朋子

### 定年引き上げ

認知心理学からみた高齢就労

神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 准教授 増本 康平 さん

定年引き上げは全組合員・一生の課題 組合の力ふり絞り制度化を

自治労本部 総合労働局 労働条件局長 八巻 由美

10 自治労の取り組み

> 65歳定年退職時代にむけ 高齢層組合員の組織化方針の確立を

-退職者会とじちろう退職者団生への結集を進めよう

自治労本部 総合組織局



「働く」を自分たちで豊かにしていけることに 気付くきっかけとなった言葉

高知県本部 香南市職員労働組合 名倉 海子 さん



「本気で変えたい」2人が みんなを巻き込む労働組合 ~組合員、地域住民のために~ 長野県本部 市立大町総合病院職員労働組合

16 流体碩学(36)

オールド・ボーイズ・ネットワーク(OBN)の弊害 詩人・社会学者 水無田 気流 さん

18 憲法をどう使うか? (第26回)

全逓東京中郵事件から全逓名古屋中郵事件まで -公務員の労働基本権を考える

東京都立大学 法学部 教授 木村 草太 さん

20 困ったときの法律相談 52

管理監督職員に対する不当な懲戒処分と救済手続

自治労顧問弁護士 藤原 修身

- 22 Book review / 編集部発
- 23 おもしろ?キーワード/編集後記













### 「自治労通信」のリニューアルと デジタル版の始動

自治労本部 総合企画総務局長 榎本 朋子



今日も通勤電車の中では多くの人がスマートフォンの小さな画面に意識を集中させていました。一昔前の通勤電車といえば、新聞を折り畳みながら読む人の姿が多く見られましたが、今や新聞を広げている乗客はほとんどいません。10年足らずの間に、日常の風景が大きく変化していること、それが普通に受け入れられていることに改めて驚きを感じます。

今回、2022年で54年目となった「自治労通信」を大きく変える決断をしました。その第一歩がこの第808号です。これまで、2色刷り32ページで発行してきた冊子をフルカラー24ページに変更、ページを減らした分を新たにデジタル版として別途発行(発信)し、パソコンや携帯機器を使って閲覧するという手法を試みることにしました。

このリニューアルに際して、少しだけ「自治労通信」の歴史を紐解いてみましょう。「自治労通信」の前身である「週刊自治通信」は、1954年2月22日に第1号が発行され、その後、1969年2月と8月にテスト版と称した「自治労通信」が、同年10月からは正式な「自治労通信」が発行されています。

その「自治労通信テスト版 No.2」(1969年8月10日発行)には「活動家通信の意義と内容 | として次のような記載があります。

~調査時報、自治労速報を統合して、自治労通信を新たに発刊し、これを幹部、活動家の自宅に発送すると共に、この発送作業を通じて、幹部、活動家の登録を行い、これにより活動家の発掘、学習活動及び大量配置、単組、県本部、本部との連絡網の確立をはかり、産別指導と、単組闘争を直結し、「職場に労働組合を」建設する基本活動の一環として強化する~(原文抜粋)



1969年発行の「自治労通信第1号」



じちろうモバイルのコンテンツ

「自治労通信」は、創刊当初より、「活動家」にむけた読み物として、その時その時代の運動課題の解説、さまざまな活動の紹介などを特集として取り上げ、単組運動の活性化に活用されてきました。

時代が変わっていく中でも、課題を伝え、それを探求し、運動につなげていく媒体として、より多くの人に「自治労通信」を届け、単組強化につなげていくという想いは変えず、デジタルの活用も含めた新たな「自治労通信」をスタートさせます。

創刊当初の想いを引き継ぎつつ、「新しい一歩」を踏み出す「自治労通信」 を皆さんと一緒に育てていきたいと考えていますので、是非ご意見をお寄せください。

▶デジタル版自治労通信は、「じちろうモバイル\*」を利用して2022年11月から配布することを予定しています。

### ※じちろうモバイルとは

2021年10月にスタートした単組役員むけの情報サービスで、LINEWORKSのサービスを活用し、単組の日常活動をサポートするための情報を掲載しています。申請により各単組ひとつの無料アカウントが発行されますので、利用を希望される場合は所属の各県本部にお問い合わせください。

### 印心理学からみた

働く高齢職員が増える中で、高齢者が生き生きと働ける環境を整え るためには、高齢者に対する理解を深めることが大切だ。本稿では、 働く高齢者の心理について考察する。

年值」、 歳です の問題はないけれど、 ことができそうです。 個人差はありますが、 えれば多くの人は70歳あたりまで働く (厚生労働省「健康寿命の令和元 2019)。これは平均なので 高齢になってま 一方で、「健康上 健康面だけを考

増本 康平 さん 増本 康平 さん

1977年、大阪府生まれ。神戸大学大学院人間発 達環境学研究科准教授。博士 (人間科学)。専門 分野は、高齢者心理学、認知心理学、神経心理学。 近著に「老いと記憶 加齢で得るもの、失うもの」(中 公新書/2018年)。

## 高齢者の活躍を阻害するエイジズム

整っている、 齢者の活躍を阻害する要因の一つが 齢者が能力を十分に発揮できる環境が いことだと考えられます。 刻化する中で、高齢者の労働意欲が高 イジズムです。 いことは労働力を確保する意味でも良 若年者人口が減少し、 とはまだ言えません。 人手不足が深 ですが、 高 高

寿命は、

男性が72・68歳、

女性が75・38

つまり健康

健康上の問題で日常生活が制限される

ことができるのでしょうか? たとえば 私たちは何歳くらいまで元気に働

ことなく生活できる期間、

に違いない」「高齢者に新しいことなん 一高齢者は全体的に能力が衰えている

> と呼ばれています。 らでも新しいことにチャレンジし、 ションを作成するなど、 ミングを勉強し、 のない思い込みや偏見は、 なんて」といった年齢を理由にした根拠 ○○できない」「もう歳なのに○○する 違いです。このような「もう歳だから できない原因を年齢に求めることは間 ンジせず、 逆に、若い人でも新しいことにチャ 標を達成する高齢者はたくさんいます。 いませんか? て身に付けられるはずがない」と思って をしない人もいるのですから、 目標を達成するための努力 70歳を超えてプログラ ゲームのアプリケー 歳を取ってか エイジズム 何かが 目

同時に歳を取ると病気になる、 といった疾病予防に関する情報をよく 活改善や、 取り上げます。このような情報は、 知症予防、 テレビ、新聞といったメディアは認 病気予防の点では有用ですが、 がん予防、 生活習慣病予防 機能

年齢、 約9割は、 で現在収入のある仕事をしている人の 版高齢社会白書」をみると、 れません。この点について、「令和2年 で働きたくない」という人も多いかもし 続けると答えています。 いと回答しています。他の調査でも職業 人が経済的な理由がなくても仕事を 文化の違いを超えて、 65歳以上になっても働きた 最大 95 60歳以上

の組織化の3つの側面から考える。

は何か。高齢者の心理、自治体での制度づくりと運用、組合員として

で就業期間が延長され、働く高齢者が増える中で、高齢者が活躍し、 公務員の定年引き上げが2023年4月からスタートする。社会全体

若い世代とともに働く職場をつくるために、

組合が取り組むべき課題

### 言語的な知識は加齢とともに低下しない



※出所: Park, D. C. et al. (2002). Models of visuospatial and verbal memory across the adult life span. Psychology and aging, 17(2), 299 - 320.を改編

年者よりも知識を有しているのは必然 蓄えられます。 が年齢を、 知る人は多くありません。 えることを、 を示しています。 たとえば、 を得る機会は極めて限られてい は少なく、 る高齢者をメディアが取り上げること を成し遂げ、 方で、老いに適応し、素晴らしい仕事 衰えるというメッセージも含みます。 方が若年者よりも優れていることを また、 記憶の中でも「知識」は高齢者 老いに対する肯定的な情報 縦軸は知識のテストの成績 記憶機能が加齢とともに衰 知識は脳全体のネッ 多くの人は知っています。 充実した生活を送って 経験の多い高齢者が若 知識は経験によって 図は、 トワー ます。 について述べたいと思います。

です。 らすのかを理解しておくことの重要件 老いが私たちにどのような変化をもた 老いに対する誤った認識を取り上げ、 エイジズムが形成されます。 らされると、 クによって形成されているため、 脳機能の低下の影響を受けにくい 老いに対する否定的な情報に多くさ 意識していないところで 本稿では、 特

### ではない 「記憶力の低下= 仕事ができなくなる.

さえ、 そのリストにある物忘れを直近1週間 学生に高齢者の記憶愁訴のリストを見せ、 でしょうか? 安を抱いたりする場合があります。 です。このような物忘れが増えると、 齢者の多くが訴える日常生活の物忘れ 所を忘れる」「漢字が思い出せない」、 をするのです。 記憶力が最も高い20歳前後の大学生で 真のように9割の学生が手をあげます。 で経験した人に手をあげさせると、 自信をなくしたり、 「人の名前を忘れる」「ものを置いた場 これらは高齢者だけの問題なの 日々の生活の中で頻繁に物忘れ 私の講義を受講する大 歳を取ることに不 写

憶はもともと曖昧であり、 ないことを繰り返し示しています。 大量に正確に記録するようにできてい 記憶に関する研究は、 記憶が情報を 若い世代で

か 記

が大きく影響していました。

認知症

憶補助ツー

ルを使用しているかどう



高齢者の記憶愁訴リストにある物忘れを9割の大学生が最近経験している

予定を忘れないよう、手帳を使用して 思い出せなくても対処できるように、 ぐ最も良い方法は、 できないのです。 力するだけでは、 あっても、 た研究でも、高齢者の日常生活の物忘 いる人は多いでしょう。 など記憶補助ツールを使用することです メモや手帳、 は、 記憶検査の得点で説明できず 記憶に頼って覚えようと努 携帯電話のリマインダー 物忘れやし忘れを防 物忘れを防ぐことは 覚えていなくても 私たちが行

> のです。 ちょっとした工夫で防ぐことが可 齢に伴い増加する日常生活の物忘れ になれ ほど物忘れは顕著になりますが、 ば、 15分前のことも思い出せ 能 加 は な

及し、 ことがあります。 今後さらに重要となるでしょう。 ツールを使い方を学ぶ機会を持つことは、 そのため、 スキルは歳を取っても維持されます。 スキルを身につけることが億劫になる 非常に有用です。歳を取ると、新し 者の記憶機能の衰えをカバーする上で りました。このようなツールは、 報を誰でも扱うことができるように 量をはるかに超えた、桁違いの量の情 になりました。その結果、 な時に情報にアクセスすることが可 やタブレットの登場で、 うになっただけでなく、 また最近では、 大量の情報にアクセスできるよ 高齢になる前からデジタル ですが、 インターネッ スマートフォン いつでも好き 身につけた 人の記憶 1 高 が 容 能

### 年寄りは怒りっぽい

ントロ 昔よりも寿命が伸びたため、 高齢者が目立つようになった。二つ目は 高齢者人口が増えたため、 うに思われるのはなぜでしょうか。 話を耳にすることがあります。 「歳を取ると怒りっぽくなる」という 若年者でも怒りっぽい人はいますが 1 ルがうまくできなくなるタイ 怒りっぽ 感情のコ そのよ



ともに高まることが知られています。ともに高まることが知られています。ともに高まることが知られています。といったな不安、長寿による健康不安といったな不安、長寿による健康不安といったただ、これら三つの理由は、歳を取っただ、これら三つの理由は、歳を取っただ、これら三つの理由は、歳を取っただ、これら三つの理由は、歳を取っただ、これら三つの選知にの方が増えた。三つ目は、

また、 群になりにくいことも報告されています 動揺しているときに自分自身を落ち着 感情やその変化が持つ意味を理解する まくコントロールでき、燃え尽き症候 るいは、 コントロールする能力です。これまで けたりするなど、自分と他者の感情を を焦らせる、などがあります。「管理」は とえば、 成のために感情を利用することで、 能力を指します。「使用」とは、 す。「理解」とは、感情についての知識や、 から他人の感情状態を把握する能力で あります。「知覚」とは、声・表情など 0 ることを示しています。実際、 高齢者が若年者よりも優れている、 の研究は、4つのすべての要素において かせたり、落ち込んでいる人を元気付 感情機能には大きく分けると、感情 「知覚」「理解」「使用」「管理」 の4つが 自分だけでなく周りに対して気 少なくとも若年者と同等であ 課題を達成するために気持ち 仕事によるストレスをう 目標達 歳を重

> 果もあります。 避でき、顧客の満足度が高いという結

仕事の多くは一人でできるものではありません。部下や同僚、上司との良めが必要となります。このような場合、とが必要となります。このような場合、とが必要となります。このような場合、とが必要となります。そのため、相手に自分の気持ちを伝えたりするための感情機能が必要となりたり、相手に自分の気持ちを伝えたりするための感情機能が必要となりたりするための感情機能が必要となりなります。そのため、感情機能が必要となりなけ事は、高齢者の方が得意な場合もる仕事は、高齢者の方が得意な場合もるけ事は、高齢者の方が得意な場合も

### 歳を取ると判断は鈍る?

析的・論理的な判断です。

がいった感情的・直感的な判断、もう一つは、好きか嫌いか、良いか悪いかと一つは、好きか嫌いか、良いか悪いかとのでは大きく2種類の判断が行われます。

判断の誤りが多くなります。また、高きす。そのため、余裕がない状況や、選択肢が多数ある状況、がない状況や、選択肢が多くなります。これは、分析的・論理的な判断ができず、これは、分析的・論理的な判断が多くなります。とくに歳を取ると、分析的・論理がす。とくに歳を取ると、分析的・論理があると、段析の・論理がない状況や、選択肢が多くなります。

配りができるため、職場での衝突を回

うデータもあります。ている知識を過大評価する傾向があるため、助言を受け入れにくくなるといでする知識を過大評価する傾向がある齢者は若年者と比較して、自分が持っ

一方で、直感は、長い人生のさまざ 一方で、直感は、長い人生のさまざ 経験を長年にわたる訓練によって 地われます。また、感情のコントロールも経験を積むことで上達します。直 めには複雑な判断は高齢になっても比較 的には複雑な判断を求められる課題で ちっても、経験が少ない若年者より迅速で 場合、経験が少ない若年者より迅速で 適切な判断が可能です。

スペシャリストの集まる将棋の世界で、スペシャリストの集まる将棋の世界でなくても、訓練に基づいた技能や経際に基づいた判断が必要となる仕事の験に基づいた判断が必要となる仕事のからも裏付けられています。

整えることにつながるはずです。

## 加齢による変化を知ることの大切さ

かったと思います。ですが、私はこのかったと思います。ですが、治局いろいろなことを忘れてしまうのに、勉強をする意味があるす。この質問には悪意があったわけではありません。学生は、自分がエイジはありません。学生は、自分がエイジはありません。学生から「歳を取ったら記憶以前、学生から「歳を取ったら記憶

ないでしょうか

認知機能の低下につながるだけでなく、 学生が高齢になった時のことが心配 が高齢者の力を発揮できる職場環境を る側としては、 を醸成します。また、高齢者を雇用す 歳を重ねても活躍できるという気持ち 自分自身に向けるエイジズムを回避し、 老いに対して正しい知識を持つことは、 悪影響を及ぼすことがわかっています。 疾患からの回復を損ない、寿命にさえ の悪化や生活意欲の低下、記憶を含む に対する否定的な評価は、 る過小評価につながります。自分自 自分が歳を取った時に自分自身に対す 定されないのです。老いに対する偏見は は異なります。 なりました。エイジズムは他の偏見と 適切な知識を持つこと 偏見の対象が他者に限 精神的健康

# 組合の力ふり絞り制度化を

員・一

労働条件局長

自治勞本部 総合労働局

を大きく変えるこの制度の導入と運用にあたって、重要なポイントは何か。自治労本部総合労働局の八巻 地方公務員の定年の段階的引き上げが2023年4月からスタートする。組合員の働き方、職業生活の設計

由美労働条件局長が解説する。

### 制度スタートは来年4月 急がれる自治体での条例化

状況はどうですか。 -定年引き上げの自治体条例化の進捗

県の動向を見てから動く傾向があるため、 地方もこれに遅れないよう、条例化を急 局側の動きが鈍いようですが、国の制度 さらに遅れることを危惧しています。当 分の1に過ぎません。市区町村は都道府 を予定しているとしているのがまだ都道 する自治体条例の上程時期は、9月議会 いでほしいと思います。 は2023年4月にスタートするので 総務省の調査では、定年引き上げに関 政令市の4分の3、市区町村の3

課題です。当事者の制度理解が不十分で スタートすることがないよう、今からしっ 労使交渉・協議も整わないままに制度を ます。定年引き上げは組合員全員に関わ しなければならない課題がたくさんあり 制度のスタートにあたって労使で確認 職業生活・人生設計に深く影響する

かりと取り組むことが求められています。

どの提供はどのようになっていますか。 自治労本部の具体的な取り組みの指針な 制度導入にむけた総務省の通知や、

答」 第6版を出しています。 して、条例化を促しています。8月17日 備について (通知)」 (総行給第23号) を出 職手当及び退職管理に関する条例等の整 号)、4月14日には「定年引上げに伴う退 留意事項について(通知)」(総行公第25 には「地方公務員の定年引上げに向けた 備について」(総行公第20号)、3月31日 年引上げに伴う条例例及び規則例等の整 には「定年引上げの実施に向けた質疑応 総務省は2022年3月18日には「定

いて、研究会報告を添えて方向性を示し 間中の新規採用や定員管理のあり方につ 年引上げに伴う定員管理に関する基本的 な考え方及び留意事項等について(通知) (総行給第48号) を発し、定年引き上げ期 また、6月24日には「地方公務員の定

> 用して、取り組みを進めてください。 &A」を発行して以降、臨時会議を含め 開催などを重ねてきました。これらを活 で、「地方公務員の定年引き上げに係るQ た労働条件担当者会議、ウェブ学習会の 自治労本部も2021年9月16日時点

### 2年ごとに1歳ずつ定年年齢が 段階的に引き上げられる

じるのか整理して教えてください。 また、そこからどのような課題が生 -改めて制度の概要をお聞かせくださ

2033年3月末です (図表1参照)。 する人が最初に出るのは2024年3月 いない年が発生します。61歳で定年退職 のため、1年おきに定年で退職する人が ます。制度完成は2032年度です。こ ら2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ 定年年齢を65歳とし、2023年度か 65歳で定年退職する人が出るのは

ここから、大きく三つの課題が出てく 1点目は、中長期的な職場の人員配置

> ビスを維持していく上で欠かせません。 技術・経験を引き継ぎ、良質な公共サー 定員管理をどう考えるのかという課題で 計画的な採用は、高齢職員の知識や

以上の職員に、フルタイムの常勤職員、「高 どう配慮するのかなどの課題です。 た賃金をどうするのか、働く意欲を維持 という具合に、さまざまな勤務形態の職 齢者部分休業」中の常勤職員、「定年前再 働きがい、労働安全衛生などです。60歳 その職務をどうするのか、職務にみあっ 員が同じ職場に混在することになります。 任用短時間勤務職員」「暫定再任用職員」 )、高齢職員の肉体的・精神的な健康に 2点目は、60歳以上の職員の働き方、

への格付けに関わる交渉課題も生じます。 導入に伴い、元管理職の処遇や職務、 で管理職から降任する「役職定年制」の 3点目は、定年引き上げに伴い、

### 計画的な新規採用が必要 定年引き上げの期間中も

―これらの課題のうち、新規採用や定



自治労通信 2022 秋



図表1 ● 定年引き上げ年齢早見表

|                                | 2021年度          | 2022年度       | 2023年度 | 2024年度          | 2025年度 | 2026年度          | 2027年度        | 2028年度          | 2029年度        | 2030年度          | 2031年度 | 2032年度          |
|--------------------------------|-----------------|--------------|--------|-----------------|--------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|--------|-----------------|
| 定年年齢                           | 定年              | 60歳          | 定年     | 61歳             | 定年     | 62歳             | 定年            | 63歳             | 定年            | 64歳             | 定年     | 65歳             |
| 生年月日                           | 2022.3.31<br>退職 | 2023.3.31 退職 | 退職者なし  | 2025.3.31<br>退職 | 退職者なし  | 2027.3.31<br>退職 | 退職者なし         | 2029.3.31<br>退職 | 退職者なし         | 2031.3.31<br>退職 | 退職者なし  | 2033.3.31<br>退職 |
| 1961年度生まれ 1961/4/2 ~ 1962/4/1  | 60歳             | 61歳          | 62歳    | 63歳             | 64歳    | 65歳             |               |                 |               |                 |        |                 |
|                                | 退職              | 現行再任用        |        | 暫定再任用           |        | $\Rightarrow$   |               |                 |               |                 |        |                 |
| 1962年度生まれ<br>1962/4/2~1963/4/1 | 59歳             | 60歳          | 61歳    | 62歳             | 63歳    | 64歳             | 65歳           |                 |               |                 |        |                 |
|                                |                 | 退職           |        |                 | 暫定再任用  | l               | $\Rightarrow$ |                 |               |                 |        |                 |
| 1963年度生まれ<br>1963/4/2~1964/4/1 | 58歳             | 59歳          | 60歳    | 61歳             | 62歳    | 63歳             | 64歳           | 65歳             |               |                 |        |                 |
|                                |                 |              |        | 退職              |        | 暫定再任用           |               |                 |               |                 |        |                 |
| 1964年度生まれ 1964/4/2 ~ 1965/4/1  | 57歳             | 58歳          | 59歳    | 60歳             | 61歳    | 62歳             | 63歳           | 64歳             | 65歳           |                 |        |                 |
|                                |                 |              |        |                 |        | 退職              |               | 暫定再任用           | $\Rightarrow$ |                 |        |                 |
| 1965年度生まれ 1965/4/2 ~ 1966/4/1  | 56歳             | 57歳          | 58歳    | 59歳             | 60歳    | 61歳             | 62歳           | 63歳             | 64歳           | 65歳             |        |                 |
|                                |                 |              |        |                 |        |                 |               | 退職              | 暫定再任用         |                 |        |                 |
| 1966年度生まれ 1966/4/2 ~ 1967/4/1  | 55歳             | 56歳          | 57歳    | 58歳             | 59歳    | 60歳             | 61歳           | 62歳             | 63歳           | 64歳             | 65歳    |                 |
|                                |                 |              |        |                 |        |                 |               |                 |               | 退職              | 暫定再任用  |                 |
| 1967年度生まれ<br>1967/4/2~1968/4/1 | 54歳             | 55歳          | 56歳    | 57歳             | 58歳    | 59歳             | 60歳           | 61歳             | 62歳           | 63歳             | 64歳    | 65歳             |
|                                |                 |              |        |                 |        |                 |               |                 |               |                 |        | 退職              |

※制度完成までの間、暫定再任用制度により1年の任期を更新して65歳まで働くことができる。※60歳に達した日以後、退職して定年前再任用短時間勤務職員となることができる(任期は定年退職日まで)。 制度開始は2023年度ですが、その年に61歳になる職員はすでに2022年度末に退職しているため、2023年度に61歳で退職する職員はいません。実際に61歳で定年退職する 職員が出るのは2024年度となります。つまり、制度完成までの間、1年おきに定年退職者が出ない年度が発生することになります。

場ごと職種ごとに現状を把 効果的な計画を作るためには います

者数を上

П

「る採用も許容

して 職

支障が生じる場合には、

退

しており、

将来の行政運営に

する」ことを定員管理の趣旨と 量に応じて人員を適正に配

握

し、

中長期的なシミュ

レ

### 問われる職務と処遇 バランス 勤務形態が混在 局齢職員にさまざまな 0

げと再任用の大きな違いはど こでしょうか。 ますか。また、 今の再任用制度はどうな 定年引き上

同様に、 住居手当などは、 た給料月額となります。 率は変わりませんが、 定率を給料月額に乗じる手当は、 支 (給月 地域手当、 数は60歳前の職員と同じです。 60歳までの職員と変わ 超過勤務手当など 基礎額は7割になっ 他方、 扶養手当、 手当の

員管理の課題からお聞かせください。

0

常勤職員です。 れた職員は、

期末・勤勉手当

60歳以上に定年が引き上げら

原則フルタイムの

の維持に支障を来します

は

後継者の育成、 度しか 仮に、

行政サー

ビスの水準

っません (図表2参照)

新規採用をしない場合に 退職者がいない

からと

しません。

定年で退職する人が2年おきにしか発生 全員が65歳定年となる制度完成までは

図表2●定年引き上げと再任用の賃金水準比較(国家公務員)

ションをすることが必要です

|                            | 60歳超の常勤職員                               | 再任用職員<br>(フルタイム勤務) |  |
|----------------------------|---|--------------------|--|
| 俸給 (給料)                    | 俸給月額の70%                                | 単一号俸               |  |
| 参考 行(一)5級<br>(*70%を乗じる前の額) | 203,500~275,100円<br>(*290,700~393,000円) | 289,700円           |  |
| 参考 行(一)4級<br>(*70%を乗じる前の額) | 186,200~266,700円<br>(*266,000~381,000円) | 274,600円           |  |
| 地域手当                       | 0                                       | 0                  |  |
| 超過勤務手当                     | 0                                       | 0                  |  |
| 休日給                        | 0                                       | 0                  |  |
| 夜勤手当                       | 0                                       | 0                  |  |
| 期末手当<br>(年間支給月数)           | O (240/100)                             | O (135/100)        |  |
| 勤勉手当<br>(年間支給月数)           | ○ (200/100)                             | O (95/100)         |  |
| 扶養手当                       | 0                                       | ×                  |  |
| 住居手当                       | 0                                       | ×                  |  |
| 通勤手当                       | 0                                       | 0                  |  |
| 単身赴任手当                     | 0                                       | 0                  |  |
| 特殊勤務手当                     | 0                                       | 0                  |  |
| 宿日直手当                      | 0                                       | 0                  |  |
| 寒冷地手当                      | 0                                       | ×                  |  |

\*比較した手当は主なもののみ

\*俸給月額、期末手当および勤勉手当の年間支給月数は2022年度 \*再任用職員の地域手当のうち特例的に支給されるもの(異動保障等)は不支給 \*再任用短時間勤務職員については、再任用フルタイム勤務職員に支給される手当 と同額とすることが合理的でないと認められる手当等 (俸給の調整額等) の支給 額については、短時間勤務職員の勤務時間数等を考慮した額

高齢者部分休業職員

要です。 継

複数年で採用

人数 保が

続的

な新

規採用

0

定年引き上げの期

間 確

中でも、

均

領をは、

かるなど、

中長期

的

なりません。 な視点から、

総務省は、

業

置 務 計画を考えね

- ●60歳超の高齢者部分休 業の職員の給与の取り扱 いについては、60歳超 の常勤職員と同じ。1時 間当たりの給与等を減額 (給与期間の勤務しなかっ た全時間数によって計算)
- 勤務成績が特に良好であ る場合には昇給が可能(2 号俸)

### 定年前再任用

- ●定年前再任用短時間勤務 職員の給与は、現行の再 任用職員の取り扱いと同 15
- ●60歳超の常勤職員に支 給される扶養手当や住居 手当などが支給されない
- 期末・勤勉手当の支給月 数も異なる

での間、 再任 制度です。 れています。 の格付け 水準や勤務時間などの制度内容は従前 「暫定再任用制度」として残ります。 この制度では、 引き上げられた定年年齢から65歳ま 用制度と同じです。 在 が、 1 再任 年任期を更新して任用される 再任用職員の期末・ 用 制度は、 本人が希望すれ 制度完成までは 勤 賃金

当は支給月数も少なくなりますし、 定年退職時の級より低くさ 多くの自治体では給料 扶 勉

高齢職員の加齢に伴う身体機能の

衰え

ては、 場で働くのに賃金の差が大きいことは、 格付けることを要求します 員の賃金を、 任用職員と60歳超の常勤職員が、 位になります。 よりも60歳超の常勤職員の水準の方が優 不公平感を生みかねません。 総合的に見て、 既存の再任用 退職時と同 年齢やキャリアが近い 賃金面では再任用職 職員、 様 暫定再任用 0) 自治労とし 職 務 同じ職 再 員

不支給の手当もあります。

自治労通信 2022 秋

題になる点など、これまでの再任用職員 内容や職場での配置を工夫することが課 の経験を踏まえた対応ができると思いま を積極的に運用してきた自治体では、そ 共通点もあります。これまで再任用制度 と60歳超の常勤職員の働き方の課題には に配慮しながら、働く意欲が持てる職務

度があっても運用されていないところも 個々の自治体の、 増えるのはこれまでに経験のないことです。 ある職場では、 いる自治体もあります。こうした実態に なく、短時間の補助的な業務に限定して あります。再任用職員がいても人数が少 しかし小規模な自治体では、再任用制 条件整備をはかることが大切です 60歳以上の職員が一気に 職種・職場の実情にあわ

増えると予想されます。 計上の理由などで短時間勤務のニーズが 者部分休業制度について教えてください。 定年の引き上げ後は、健康上、人生設 定年前再任用短時間勤務職員、高齢

となることも可能です。 職員のことです。 60歳前に退職した人は 歳を越えて、引き上げられた定年年齢前 職日相当日より前に退職した元定年前再 員になることも可能です。また、定年退 対象になりません。60歳以降に退職し の期間に再任用されて短時間で勤務する 定期間を置いた後で再任用短時間勤務職 であれば再度、 .用職員が、定年退職日相当日までの期 定年前再任用短時間勤務職員とは、 再任用短時間勤務職 60

高齢者部分休業制度とは、 高齢職員の

> 者によく説明しておくことが必要です。 できるよう、当局も組合も、制度を当事 つの制度の違いをよく理解した上で選択 フルタイムに復帰することもできる点です。 部分休業制度では身分は常勤職員であり、 任用短時間勤務職員との違いは、高齢者 これを機に制度化を進めます。定年前再 導入していない自治体もありますので、 方公務員法上はすでにある制度ですが、 多様な働き方を可能とする制度です。地 短時間勤務を希望する高齢職員が、二

### 再組合員化と給料格付けが課題に 役職定年制の実施では

・60歳時点で管理職であった職員の扱

ら、二つの課題が生じます。 組織の活力を損ないかねません。 ると、若手・中堅職員の昇進機会が減り、 なります。管理職に同じ人が長く在職す から降任し非管理職に異動させることに 齢制)を導入しますので、60歳で管理職 いと、これに伴う課題はいかがですか。 「役職定年制」(管理監督職勤務上限年

り組みを強化しましょう(方針詳細は別 ることは言うまでもありませんので、 組合員は多いほど職場での影響力が高ま 織化対象にしていないところもあります。 ます。単組によっては、再任用職員を組 が、管理職を経験した人は再び組合に加 これまでの再任用職員の場合も同じです 入してもらう必要があります。しかし、 職員に戻るわけですから、また組合に加 入することを避ける傾向があると言われ 一つは、その元管理職は組合員の対象

の人が、管理職と同じ級に格付けされて が見られます と一括りにして降格すると言い出す事例 拡大して捉える当局がいることです。本 いる場合、役職定年で降格となる管理職 もう一つの問題は、「管理職」の範囲 管理職ではない、組合員の対象範囲

の条例の規定は「違法または不適切」で いて、役職定年と同様に降給させるなど 第6版の中でも、非管理監督職職員につ ので、交渉で跳ね返しましょう。総務省 わけではありません。 降給を伴う転任を行わなければならない 階・号給内の非管理職に転任させること あるとされています。同時に、降任され ています。つまり、必ずしも降任または により対応させることも可能」とも言っ た元管理職を、「従前と同一の職制上の段 これは制度の趣旨を逸脱した理解です 「定年引上げの実施に向けた質疑応答

では、 級を引き下げようとする提案が一部で見 の条例改正が課題となります。自治労の 進めます。ここでは「等級別基準職務表 逆に組合員の到達級を引き上げる交渉を られます。自治労としてはこれを認めず 地方公務員の定年引き上げに係るQ&A また、役職定年に伴って組合員の到達 次のように示しています。

同じ級に管理職と非管理職が混在して どの級に位置付ければいいのか? いる場合、管理職を役職定年させたら 例) 6級に課長と課長補佐が位置付け られている場合

> す方向の議論とならないように留意が必要。 いためにも、 議論に際して、組合員の到達級を下げな けることが適当だと考える。役職定年の 外した上で、6級相当のスタッフ職につ 安易に6級課長補佐をなく

こと、②非管理職のできる限り上位の職 に降任すること、③降任前の役職段階を ①降任先の職の能力・適性を有している で次の3点をあげています。すなわち、 総務省の「条例例」では遵守すべき項目 にはあたりませんので、大丈夫です。 れは、総務省が問題視している「わたり 是正を求めている事実はありません。こ れませんが、このような運用に総務省が 務を充てることについて、総務省から介 入指導が入るのではないかと心配かもし また役職定年者の降任等にあたっては、 なお、一つの級に二つ以上の異なる職

ていきます。 昇格が阻害されることのないよう、求め 職定年制の導入を理由に中堅層の昇任・ 通知で示しています。 は、降任した職員を「別途管理」すると の級の職員が増えることについて総務省 非管理職に降任するのは基本ですが、そ さらに、役職定年した職員が最上位 自治労は今後、役

逆転しないようにすることです。

要ですね。 まで10年かかります。その間も働き方や 人員確保の面で、 ――制度スタート後も、65歳定年の完成 継続した取り組みが必

治労全体で頑張りましょう。 そうです。持てる力を振り絞って、 自

例の場合、ライン職である課長から

### 自治労の取り組み

自治労本部 総合組織局

### 定年引き上げと組織化の課題

組まれています。 正と制度運用についての労使交渉が取 から順次定年を引き上げるため、 方公務員法改正を受けて、2023年度 自治体単組では、2021年6月の地 条例改

勤務職員、 ②新たに導入される定年前再任用短時間 職員)、を組織化する取り組みを進める する労使交渉と並行して、①役職定年に ことを確認しています。 いとなる現行の再任用職員(暫定再任用 よって組合員層に降任する管理監督職員、 表者会議を開催し、定年引き上げに関連 自治労は、2022年7月に県本部代 ③2032年度までの暫定扱

け対象についての考え方についてもお示 ろう退職者団体生命共済への加入呼びか が協力して進めることや、退職後のじち 全員の退職者会加入にむけて単組と単会 ししてきました。 への加入対象者が半減するため、 当面 (10年間)、 退職者会(単会) 退職者

### 高齢層職員の組織化の状況

織基本調査) 32・9%となっています (第15回自治労組 率は低下し、2021年6月の調査では 職など「分母」が増加するにつれて組織 上回っていました。団塊の世代の大量退 数であったこともあり、 組織化方針を決定しています。 治労加入を達成することが必要」とする 回中央委員会において「対象者全員の自 自治労は、2000年5月の第12 対象者=再任用職員が比較的少 組織率は5割を 取り組み

入を拒むという実態が報告されています。 たことや、 組からも、 ますが(図)、 職と町村職でその割合が高いこともあり ていない自治体単組が5割あること、 たという「気持ち的な区切り」から再加 この背景には、 高齢層職員が一度管理職となっ 退職辞令や退職金を受け取っ 組織化に取り組んでいる単 再任用職員を組織化し

### 77.4% 町村職 12.1% 20.1% 67.8% 起きることと基本的な考え方 高齢層職員を組織化しない場合に

県都・政令市 3.8%

18.9%

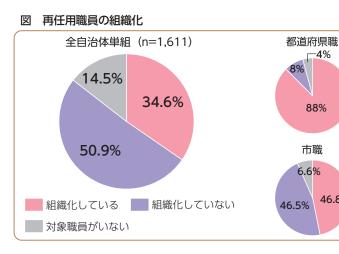
性があります(※前提条件別記)。 ~65歳」の職員は10%前後を占める可 えると、 き上げられます。 2032年度まで、段階的に定年が引 定年引き上げゾーンである「60 年齢構成などを単純化して考 制度完成となる203

46.8%

ということです。 引き上げ」においても同様の立場をとり 化する方針のない単組が、今回の 続けた場合には、 言い換えると、現在再任用職員を組 組合員が10%前後減る 一定年

数が同一と仮定した場合 \*年齢ごとの職員数を、20歳から5歳までの在籍人員

ことにもつながってしまいます。 同じ高齢層職員で組合員と非組合員が混 用職員(暫定再任用)も存在することから、 るかもしれませんが、 ので大丈夫」と考えている単組執行部がい また、組合員の定年が引き上げられるた 「自動的に組合員のままスライドする 不公平感による組織的矛盾を抱える 10年間は現行の再任



### 自治労通信 2022 秋

も聞こえてきそうです。確かに組織化が うは言っても」という現役の単組役員の との必要性については触れてきましたが、「そ 職員の労働条件に労働組合が関与するこ

しい」と感じさせる状況にはあります

当局)の観点から非常に重要なことです。 ば高齢層職員の抱える課題について、組 また、職場の問題について、今回で言え が加入しているということは、交渉力(対 ることでは、「重み」が違います。 「組合員ではない」高齢層職員として求め 合員当事者として執行部に求めることと、 労働組合にとって、職場の仲間、 全員

の一つです。 り組むことです。そのことが、前述した 与が必要で、重要である」と確信して取 ずれ高齢層職員として同じ立場になる時 「気持ち的な区切り」を克服するポイント に、処遇や働き方について労働組合の関 重要なことは、現役の組合役員が、「い

### 先行事例の紹介(2単組から)

でも、 ら本部への要望や意見がありました。中 まざまな会議・集会を通じて発信してい 多く、引き続き情報収集に努めつつ、さ きます。 齢層職員の組織化に関連して、代議員か 第96回自治労定期大会においても、 先行事例に学びたいという意見が

説明し、 を超える加入につなげています。結果と 組合への結集をよろしくお願いします」と 続しての加入となりますので、 員労働組合の取り組み事例があげられます。 した。2016年から、退職者セミナー たものの、組織化が困難な状況が続きま ついては組合員としての加入資格はあっ 再任用職員制度発足から、高齢層職員に において「とくに手続きをしない限り、継 その一例として、 「同意」を得たことで、毎年8割 石川県本部石川県職 引き続き

組織化のポイント

対当局交渉における優位性や、

化に取り組むとしています。 においても同様の取り組みを基本に組織 織化された状況にあり、定年引き上げ後 して、現在の再任用職員は、おおむね組

ことが前提条件となります。 関の口座から組合費を引き落としている チェックオフが議会によって一方的に廃 組合の取り組みです。2009年から 止され、個々の組合員が保有する金融機 続いて、大阪府本部大阪市職関係労働

いう扱いをしています。 きには「組合員資格回復届」を求めると オフを停止し、組合員エリアに戻ったと は手続きなく組合員資格およびチェック どへの異動、管理職員への昇任について しています。現役の間、派遣や消防局な 限りはそのまま組合員として扱うことと めて手続きを取らず、脱退届を出さない 以降は現役から再任用職員になる際に改 員会で確認しています。2021年4月 月以降組織化することを、単組の中央委 再任用職員については、2020年4

変更することで対応しています。 することと、説明や実務的な取り扱いを とせず)、組織化方針を機関会議で確認 する際に規約改正は行っておらず(必要 いずれの単組も、再任用職員を組織化

あわせて、役職定年者や再任用職員に対する組合 加入の呼びかけや、定年前のライフプランセミナ など、定年退職の前後を問わず、現役の時点から退 職者会への加入呼びかけを強化していきましょう。

じちろう共済各種制度の利用と加入については、 自治労として役職定年者や暫定・定年前短時間再任 用職員のいずれの高齢層職員についても、組合員 して組織化する方針から、じちろう共済の各種制度 については、現役世代同様としています。じちろう 共済を生活におけるメインの保障として引き続き位 置付ける、退職者団体生命共済については「職場を 離れた」元組合員を対象とする、という考え方で取 り組みをお願いします。

助言や支援のお願いや、あるいは加入し ングをたたかってきた私たちの先輩です いを、率直に伝えることも重要です。 てくれないことで現役も困るなどのお願 高齢層職員は地財危機や公務員バッシ

とや意見集約を進める観点で有効です。 けることも、当事者参加の意識を高めるこ ば壮年部や高年部を作り、結集を呼びか また、世代の組織的受け皿として、例え

組合として取り組むことがとくに重要です 取り扱いを抜本的に見直すことを求めて、 の格付けなどについて、知識・技術・経験 などを積極的に活用する観点から従前の その上で、高齢層の働き方や、職務・級

### これから取り組むこと

ください。年齢制限は設けられておらず まずは、 組合規約を執行部で確認して

> らうことで、プラスに働くこともあります。 いる間は自治労組合員」に取り組んでい つて執行部を担った先輩たちに助言をも 進め方を検討してください。その際に、か らせをどう実施するか」といった具体的な ようにするか」一対象者への説明会やお知 するとともに、「手続きや意思確認をどの して、組合員として加入させることを決定 などのタイミングにおいて、組合の方針と ありますが、そうでなければ直近の大会 がある場合には、規約改正を行う必要が いった規定で再任用職員を除外する規定 ろが多いはずです。規約に、「正規職員」と 消防職員を除外する扱いをしているとこ 構成する」など、実際の運用で管理職員や 組合員の資格を「△△市に勤務する職員で 自治労全体の取り組みとして、「職場に

きましょう。

退職者会は、地方自治や平和、社会保障制度を守 るための政策実現に取り組むとともに、退職者相互 の親睦や連携に努められています。とりわけ、組織 内をはじめとする各種選挙では、主体的な役割を担っ ていただいている実態にあります。定年引き上げが 制度完成するまでの間、2年に1回は定年退職者が いないという状況に対して、退職者全員の退職者会 加入にむけて、現役としても、しっかり取り組みを 強化する必要があります。

### カン *t*c

て仕事や活動への励みにしている人も多いはずです。 が出会い、その仲間から聞いた「言葉」を心の支えとし 日常の組合活動への参加や活動をきっかけに組合員同士 れた言葉を紹介し、読者の皆さんを応援します。 最終回となる今回も、 ある組合員が他の組合員から言わ

# 「働く」を自分たちで

豊かにしていけることに

気付くきっかけとなった言葉

高知県本部

なん

てんなん

香南市職員労働組合 名倉 海子さん 女性部長) (当時:香南市職員労働組合 高知県本部

高知県職員連合労働組合 **信崎** 由加 さん

私は自

覚えていませんが、職場の休憩 のことです。議論のきっかけは 部の女性部長会議に出席した時 部長に着任して間もなく、 室に関する話題になり、

の方はなぜそんなことまで知っ と続けました。この時、 らないと決まっているのよ※ 性用に区別して設けなければな 衛生法で、休憩室は男性用と女 らんが?!」と言って、「労働安全 で、私に「なんでそんなんも知 た信崎さんにその場で依頼し の方が「今度私たちの職場を見 休憩室がないことに驚いた様子 休憩室の見学が決まりました。 案内できる方として同席してい に来たら?」と言って、 本部の女性部長だった県職連合 話しました。すると、当時の県 分の職場に休憩室がないことを 信﨑さんは、そもそも職場に 私は「こ 職場を

信﨑さんは高知ではいわゆる

**見疑問さえ持たなかった** 

2014年の秋に単組の女性

たからです。 知らず、休むスペースがないこ 関する決まりが存在することを た。それまで、休憩室の設置に ているのだろう?」と驚きまし とにすら疑問を持つことがなかっ

は感じませんでした。 受け止め、 ではありましたが、私は素直に 勢いのある口調で言われた言葉 常に面倒見の良い方でしたので、 くて皆を引っ張ってくれる、非 はちきん」と呼ばれる、 けっして怒られたと 気が強

ことについて教えられました。 員としての責任をまっとうする には、はっとさせられ、単組役 調べてあなたがちゃんと言わな いといけないのよ」という言葉 いことに気が付いたら、 加えて、 私が単組の女性部長を担うこ 信﨑さんの「おかし 実はじゃんけ 自分で

の任期を終えるものと思ってい を決まった時期に行い、2年間 ションなどの決まった取り組み 暇のアンケート調査やレクリエー 部として毎年行っている生理休 う消極的な理由からです。女性 んで負けてしまったから、とい とになったのは、

室だけではなく、こちらが頼ん 見学の当日、 信﨑さんは休憩

をしてくれました。 合のイロハとも言えるレクチャー 所や役員を紹介してくれて、 でもいないのに (笑)、 組合事務 組

とに気付かされました。 この体験がきっかけとなり、「働 を起こしていいんだ」というこ ることと、そのために自ら行動 きやすい職場環境に変えていけ 対しては受け身の姿勢でしたが、 それまで職場に関することに

※労働安全衛生規則第618条 ばならない 用と女性用に区別して設けなけれ 事業者は、常時50人以上又は常時 できる休養室又は休養所を、男性 ときは、労働者がが床することの 女性30人以上の労働者を使用する

### 環境改善にむけて前進

こで取り急ぎ単組としてキャン 空いている部屋に置かせてもら る場所がなかったからです。そ くなっても一時的に身体を休め 僚の中には、 いました。 した。市役所内には、 アコンをかけて休む職員がいま プ用の折り畳みベッドを購入し、 当時は酷暑の時期、 自分の車の中でエ 具合が悪 周りの同

たので、 は新庁舎の建設が進んでいまし この頃、 他の単組にも協力をお 近隣の自治体の多く

> 果、 して、 りました。 体を休められるスペースとして を、 実際に確かめた設置状況を基に 室の設置状況を視察しました。 願 兼用することができるようにな ための市役所内の男女別宿直室 いし、それらの自治体の休憩 災害などに備えて待機する 職員なら誰でも一時的に身 当局との交渉を行った結

供している一方で、自治体自身が 疑問を持つこと、 守っていなかったのです。 かめることの大切さを学びました。 守らなければならないルールを や条例に基づいてサービスを提 自治体は住民に対して、 自分自身で確 現状に 法律

### 組合活動を身近なものに

らいました。 験をしてみたいという想いで県 月 長 後も続けて県本部の女性部副部 さを感じてきましたので、 本部の専従役員も経験させても からは環境を変えて異なる経 を2年間務め、2018年4 単組役員としての活動に楽し その

組合員が労働組合を身近に感じ 委員の負担感を軽くする一方 0) 方法や回数を減らすことで常任 の皆と知恵を出しあい、 女性部書記長として常任委員 職場に戻ってからも、 会議の 県本部

> に努めています。 ることのできる催しなどの開催

した。 開きました。その際には託児室 のアイデアを基にカラーセラピー い環境をつくることを心がけま を設けて、 を題材にしたカルチャー講座を 直近では、若年層の常任委員 少しでも参加しやす

期にヨガ教室を開催しました。 聴してもらい、ヨガで身体を動 重要性を知ってもらう動画を視 とっている最中に、 参加者がリラックスした姿勢を 参議院選挙を控えた時 政治活動の



界の中で業務だけに囚われてい

以前の私ならきっと、

狭い世

たのではないかと思います。 信﨑さんのように自らの労働

ŧ

ことの大切さを感じています。

景を学び、

権利を行使していく

るためにも労働条件に関する背 ぐるしいので、豊かに働き続け どライフステージの変化が目ま

などの身体との付きあい方な

とりわけ女性は、

育児や更

幅広い世代の組合員が参加したヨガ教室 心身ともに日頃の疲れを癒した

思っています。

見交換では、さまざまな職種の 楽しかった」との声があり、 アンケートの感想でも「意外と として捉え、お互いが政治につ ら問いかけてもらいました。政 場環境を知りあうことができた 組合員同士がお互いの仕事や職 かした後にはグループごとに分 と思っています。 良い意味で裏切ることができた といった固定化したイメージを 合活動に対する難しい・堅い たのではないかと思っています。 をする機会をつくることができ 治活動を労働組合の一つの活動 プのナビゲーター (常任委員)か いてどう思うか?」と各グル マの一つとして、「政治活動につ ようです。その際、話しあうテー かれて意見交換をしました。 肩肘を張らずに率直に話 組

られる雰囲気にしていけたらと とが本人にとってもプラスに感じ に、組合活動の運営に携わるこ 員を担ってみたい」と思えるよう く思います。女性が「もう一度役 能性を感じてもらえたらうれし な職業人生をつくっていける可 して働きやすい職場環境や豊か 若年層のうちに、労働組合を通 合の垣根を低くして、 今後にむけては、 まず労働組 組合員が



名倉さんは特技のヨットをきっかけに大阪から高知へ移住。 カヤックなどの体験を企画し、職員同士の交流にも力を注ぐ

他の単

ません。

今となっては、

こともたくさんあったかもしれ らなかったために損をしていた つ人に出会っていなければ、 条件に対して積極的に関心を持

知

のになっています。

を続けていく上で欠かせないも

てライフラインでもあり、

仕事

の仲間とのつながりは私にとっ

### 「本気で変えたい」2人が みんなを巻き込む労働組合

~組合員、地域住民のために~

長野県本部 市立大町総合病院職員労働組合





場委員の役割を担う)が組合組

それで、執行部活動を継続し経 まともにできない状態でした。

行部と代議員制度(いわゆる職

武井書記長(以下、

武井)

を提出する程度で、団体交渉も

当局との交渉も要求書

験ゼロからの書記長職務は難航

| 正式名称  | 市立大町総合病院職員労働組合      |
|-------|---------------------|
| 組合員   | 244人 (2022年8月25日現在) |
| 専従役員  | 0人                  |
| 書記    | 1人                  |
| 所 在 地 | 長野県大町市大町3130        |
| 事務所位置 | 同上2階                |

長野県の北西部、松本平の北に位置する大町市は、 「北アルプス一番街」といわれ、西部一帯に峻険な 北アルプスが連なる山岳観光都市。立山黒部アル ペンルートの長野県側の玄関口であるとともに、 温泉地としても有名だ。人口は約2万6000人、 清冽な水とおいしいお米に恵まれ日本酒造も盛んだ。 そんな大町市の中心部にある市立大町総合病院職 員労働組合を訪問した。

できない理由を探すな!!

### しっかりと吸い上げる 代議員制度で現場の声を

立大町総合病院は長野県の大北 **奥原委員長**(以下、 原)

成され、 ぼ全員が加入しています。 は役職者を除いた正規職員のほ どの事務部があります。 地域(大町市と北安曇郡(池田町 技師等の診療技術部、 万人の医療を支える総合病院で が課題の一つです。 4人。半数以上が看護師で構 会計年度任用職員の組合員 病院職員労組の組合員は2 白馬村、 医師の医局、 小谷村〉)約6 医事課な 臨床検査 組合に 今後

とうしてかていきるか考えるという 29 すせぬまでしない!とりに作け! 30 31 ホワイトボードに奥原委員長の思 ABCD 70%1! 行知 いがほとばしる。3行目は「幸せは 有を治力 ただいています。

27

28

使命感と勇気を持って立候補へ **執行部持ち回り制の由** 私と武井書記長ともに約

2012年に「持ち回り制」で執 もともとは全役員が持ち回りで を各部署で持ち回りにしている の労働組合では、執行部の選出 が始まりとなります。 行部の書記長に任命されたこと 任にあたっていました。 かと思います。私たちの組合も ただいています。 同じ役職を続けさせてい おそらく多く 執行部経 私も、

置していませんので、 執行部の活動をサポートしてい 務仕事や会議準備などを行う事 などをしています。 LINEなどを駆使し情報交換 体制にあります。専従役員は配 組合活動の方向性を議論できる 現場の声をしっかりと吸い上げ、 の部署に1人ずつ配置していま 織の根幹です。 2月1回開催。代議員を通して 員(書記)を書記局に配属 執行委員会、代議員会とも 代議員は9人で、外来、 療養病棟などのそれぞれ 執行部は現在 執行部の事 グループ



薬剤師の武井康訓書 記長。柔和な語り口

で組合のムー カーでもある。

臨床工学技士の奥原 喜義委員長。団体交 渉では組合員の想い を熱弁する熱血漢。





団体交渉に組合員も多 数出席、長野県本部 衛生医療評の協力も得 て提案を押し戻す

### 読者の皆さんへ



奥原委員長 「地域住民の方々に安 心を与えたい」。そう強く思って活 動しています。組合役員の適任者は、 もしかしたら「ちょっとこの人マニ

アックだよね」くらいがちょうどいいのかもし れません。組合員の思いを代弁し、当局と熱心 に議論するエネルギーはそういうところから生 まれそうです。立候補したての頃は不安もあり ました。しかし、学習・経験・交流を積むこと が不安を解消してくれました。その結果、 者未配置でもしっかりと団体交渉ができる体制 にもなってきました。今後も書記長とともに熱 い二人で、全組合員を巻き込んで盛り上げてい きたいと思います。ともに頑張りましょう。



現場の私たち組合員の 武井書記長 賃金・労働条件、地域医療政策の向 上は地域住民の生活の質に直結しま す。それを改善・向上させるため、

勇気を出して組合役員に立候補し続けてきまし 全国の皆さんも、持ち回り制の自分の役員 期間だけで終わりにしないでください。それだ けの期間では、何も実現できないと思うからで す。誰かに変えてもらうのではなく、本気で地 域のこと、組合員、自分たちの置かれている状 況を変えたいと思うのなら、ぜひ続けてほしい。 自分の熱い気持ちを自治労の仲間の活動を参考 にしながら、ともに燃やし続けましょう。

> 点を置いています。学習会では、 会と家族レクリエーションに重 に対する還元方法として、 心身ともに「整える」 で組合員に還元 子習会と家族レクリエーション 私たちの組合では組合員

学習

信州銘菓、田中屋の「雷鳥の里」。 欧風せんべいにクリームをサンドし た欧風焼き菓子です。とても有名 なお菓子ですので、皆さんも は食されたこともあるかと思います。 実は田中屋さんは大町市にあります。 懐かしい味にふれながら、時々信

### ち回り制にすると、 触れてみることができるという側 武井持ち回り制のメリットは、 私もそれらを実感し、 の観点から困難にぶつかります。 活動の経験の蓄積や継続性など 面があります。 まずは組合活動に執行部として できました。 らに組合や自治労について学ん てに出席し、 会議やセミナーなど、 執行部の1~2年目は県本部の 補をし続けて10年が経ちます。 て立候補しました。 とにかくがむしゃ ただ、 以降、 やはり組合 すべてを持 勇気を出 ほぼすべ 立候

案時の交渉でも発揮されたと思 要としています。地域住民と直 2018年の大幅な賃金削減提 議員制度を通した現場の声を必 いてきました。当局も組合の代 の場を持ってきたことの効果は、 私たち組合員ですから。 す。そのような良好な関係を築

組合員の生涯設計に役

立てるろうきんセミナ

さを引き出したいと思っています 部の核となって、持ち回り制の良 して自ら立候補しました。

> する場を持つことができていま 対等な立場で定期的に意見交換 接しているのは他でもない 当局と定期的な意見交換

### 賃金カット提案を押し返す 専従未配置でもしっかりと交渉

執行部選出時に執行委員長とし

痛感し、選挙管理員による次期 験値を高めなければならないと

を入れているところです。

この間私たち執行部は、当局と 当局交渉の場面だと思います 奥原 性という長所が顕著に出るのは、 経験の蓄積や活動の継続

奥原 練でしたが、 期間ともに提案を大幅に押し返 果ですので、 う組合員の皆さん自身の職に対 けたことも、 する自負があったからこその成 を守っているのは私たちだ」とい して何よりも、「地域住民の医療 つながったと思っています。 身が交渉に参加し生の声をぶつ 交渉を積み重ねる中で削減率 議会の皆さんのお力添えもあり、 また、長野県本部や衛生医療評 て前むきな議論ができたこと、 な当局との関係を築けていたこ を独自カットするというもので 妥結に至ることができました。 そうした状況でも、 両者が病院の未来にむけ 執行部にとって大きな試 交渉結果の好転に 組合員の皆さん自 それを誇りに思っ 良好

課題でもある後進の育成にも力

相談なども行っています 設計などの講座を開催し、

> 個 人

にわたり賃金の2・3~3・8% 不振によるもので、3年3ヵ月 います。その提案は病院の経営

と考えています が収束した後には、 える」取り組みです。 料、ご家族も格安です。温泉に 好評を得ています。 員とその家族を招待する催しが の入浴と夕食バイキングに組合 については、 入って家族団らんし、心身を「整 また、 地元大町温泉郷

家族レクリエーショ 組合員は無 再開したい コロナ禍





ています。

から壮年時代までを通した生涯 お金や保険に関して、若年時代 労金やじちろう共済と連携し、

### 流体碩學(36)

# ールド・ボーイズ・ネットワーク (OBN) の弊h

ウマコトさんは、憂鬱だった。今日 団塊ジュニア世代の会社員・サト 非公式の会合が開かれる日だか

タン」は、もともとヨーロッパを中 ばかりとなった。 扱う商品が急激に女性むけ服飾品 の急死で一人娘が跡を継いでから り扱っていたが、数年前、先代社長 心とした高級輸入雑貨を手広く取 彼の勤務先の会社「ローズ・ベル

聴き取ることも難しい。かわいいも の、小さいものが大好きで、社長室 近づかなければ何を言っているのか 声も小さく、半径1メートル以内に の竹を割ったような性格の先代と異 の経営センスで知られた人であった。 ザーだった。元レースクイーンの「美 を立ち上げたやり手のシングルマ なり、現社長は繊細かつ人見知りで 先代の社長は、バブル期にこの会社 むけ商品が得意な会社ではあった。 人社長」で、美貌だけではなく抜群 もともと女性社員が多く、女性 オヤジっぽい、もとい男性顔負け

> その代わり、甘味には目がない。 勇伝も数多あったが、現社長はアル 座や六本木で飲み歩き、豪遊の武 には所狭しと彼女が世界中から集 んだだけで昏倒するほど「無理」。 コールは苦手というよりも、一口飲 めてきたドールハウスが並んでいる。 現社長の社内報インタビューによ 先代は財界著名人や芸能人と銀

き取れたとしても内容は結局わかり ていることがわかりにくいのに、聴 のせいか、そもそも小声すぎて言っ でも学んでいる。ただ独特なセンス を出て、その後海外のアート系大学 中高一貫の名門女子校から一流大学 げで現社長は優秀な女性ではある。 ると、食の細い娘に気をもんだ先代 にくい。いきおい、周囲にいるのは 9」の割合は変わらないそうだ。 大人になっても「食事1対スイーツ 美に好きなスイーツをいくらでも食 に、「一口でもご飯を食べたら、ご褒 べていい」と言われ育てられたせいか、 もっとも、先代の英才教育のおか

> ことが多い。 長と懇意な取引先の人たちも来る 構重要な情報源でもあるため、社 部署を越境した「おしゃべり」が結 れるのだ。そこでやりとりされる、 のスイーツを楽しむ集まり」が開か フ)」で、週末に社長と有志で「季節 入りのスイーツ店「Pouf(プー 系な女性社員ばかりとなっていった。 「スイーツ会」である。社長お気に で、冒頭に戻るが、件の会合とは

てきたのである。 模した大型髪飾り(プーフ)を乗せ 社長がお気に入りのドールハウスを 高々とした盛り髪を作り、その上に きっかけは、とある若手女性社員の に足が遠のいてしまった。直接的な と以前はよく参加していたが、次第 トウさんも、仕事のためになるから ン朝末期のフランス貴婦人のように 行動だった。彼女はある日、ブルボ スイーツがあまり得意ではないサ

アントワネットをリスペクトしてみ 「お店の名前にちなんで、マリー・

比較的社長と波長のあう少し不思議

ました♪」



詩人・社会学者 みなした きりう **水無田 気流**さん

『時間』がない女」(日本経済新聞出版) ほか。最 新刊は「多様な社会はなぜ難しいか 日本の『ダイバー シティ進化論』(日本経済新聞出版)。

手ホープで「ジェンダーレス男子」 この雰囲気はハードルが高かった。 気たっぷりに微笑んでいる。 鯛型プーフを頭につけて見せ、茶目っ のスズキダイキ君が、桜色に輝く真 それ、今日つけるの?」 のおじさんであるサトウさんには ないと参加できない雰囲気になって では、何かしらの巨大髪飾りを乗せ 抜さも大きさもエスカレートし、今 しまっている。40代後半のザ・普通 女性社員の声に振り向くと、若 「ちょっとちょっと、 スズキ君―-回を経るごとに髪飾りの形の奇

社長今週末お誕生日だし、 すよ。『メデタイ』型プーフって☆」 いの気持ちを込めて手作りしたんで 「わかるけど、オヤジギャグっぽ 「えー? かわいくないですか? 僕お祝

> ですよう! 色の地色にエメラルドグリーンの斑 点をかわいく乗せるの、苦労したん 似合わないですかー? この桜

で叫ぶ声を聴いた。

「キャー!

何これ!!

K a W

I I !!!!

時、サトウさんは初めて社長が大声

そう言って彼女は微笑んだ。その

はない。 してしまっていると言っても過言で る前に、ほぼこのスイーツ会で決定 定事項は、公式な会議ではかられ の根回しその他の非公式な重要決 社では出世していくんだろうな……。 多分彼のようなタイプが、今後我が んは軽く嘆息した。実際、会議前 ……うん、似合ってるよスズキ君。 そんなことを独り考え、サトウさ

さんは、妙なところに感心した。だ う噂は本当であったのか……サトウ 話も英語のネイティブ調になるとい

社長は興奮すると、日本語の発

が、KawaIIは一日では終わら

なってしまった。

髪飾りお披露目会も兼ねるように なかった。翌週からスイーツ会は、

間にか「自己都合退職」になったり している……。 に、閑職に追いやられたり、 いものに縁遠いおじさん社員から順 今や会社では、スイーツとかわい

ぴったりのタイミングで「かわいい どと周囲の女子社員に心配されて さんだって、スイーツ会に参加した ~!」を発声することもできない。 とはおろか、 しまう上、自分でプーフを着けるこ スイーツを心から喜んで食べられな いのは山々である。だが、そもそも 諦めることにした。 いため、「何だか無理してない?」な たたまれなくなり、 もちろん、上述したようにサトウ 周囲の女子社員と息 もはや参加は

スイーツ会で、何か重要事項が週明 今日もまた、俺が入れない

> さく肩を落とした。 だろうなあ……。サトウさんは、小 け会議にかかる前に、決定されるん

\*

ある場合だ。 ンフォーマルな意思決定の場」でも が上がる。だが問題は、その場が「イ どには入りにくい」などという反論 性だって女性客の多いスイーツ店な つながりがちな点は問題と考える。 はじめとするマイノリティ排除」に 的に意思決定の場における「女性を う) のだが、OBNの形成が、結果 すいのは、男性も女性も同じだと思 い(同性同士の方が気安くつるみや イズ・ネットワーク(OBN)という。 人りにくい関係性を、オールド・ボー OBNが話題になると、よく「男 私見では、これ自体は問題ではな 男性同士の独自の文化や女性が

多く、このことがダイバーシティが 私の妄想以上に深刻かもしれない…… 知辛く、日本社会のOBNの問題は、 まった。もっとも事実は小説より世 らどうだろう……と考えていたら、 場がそのような意思決定の場だった 根づかない主要因の一つとも言える。 閉鎖的なOBNの場でもあることが 上記のような妄想小説が浮かんでし というわけで、男性が入りにくい 日本社会では、今なお権力の場は

自治労通信 2022 秋

### 使 法

「憲法をどう使うか?」 の第26回は 「公務員の労働基本権」 について。団結権、 団体 としての人事院・人事委員 協約締結権、団体行動権の制約の法理とその「代償措置」 会勧告制度について、最高裁判所の判決の変遷をたどってみたい。

### 第26回

### はじめに

働基本権を保障した。 結権・団体交渉権・団体行動(争議)権の労 の権利が必要だ。そこで、憲法28条は、 働組合を作る権利や、団体交渉・団体行動 それを是正し、対等な交渉を促すには、 使用者と労働者には交渉力の差がある。 労 团

高裁判所の考え方を整理して行こう。 制限されている。今回は、それに関わる最 ただし、公務員の労働基本権は、法律で

1 公務員の労働基本権

公務員も労働者である以上、使用者たる

をめぐる交渉力格差がある。とすれば、公 国・自治体と公務員との間には、労働条件 務員にも、 労働基本権が保障されねばなら

間企業には、市場における競争相手がおり、 企業の労働者とは異なる特殊性がある。 公務員の地位と職務には、 民間

> 理という大きな限界がある。これに対し 民生活への被害は甚大だ。 高度の公共性があり、それが停滞すれば国 競争の相手はいない。さらに、業務には最 国・自治体は行政権を独占しており、市場 労働者の団体交渉や団体行動には、 全体が倒産してしまうだろう。 ストライキを延々と続ければ、やがて企業 民間企業の 市場原

権の代償措置という。 を設置し、 国について人事院、自治体では人事委員会 の保護と公務の停滯の防止のバランスをとっ 公務員の権利を擁護する。これを労働基本 た制度が必要となる。現行法では、まず、 そこで、公務員について、労働者として 給与勧告などの仕組みを通じ

の場合、 29 条、 公務員法55条9項)、 職員団体は当局と交渉はでき、 職員団体の結成が認められるに止まる(地 方公務員法52条3項、 自治体の職員は、労働組合は結成できず、 その上で、労働基本権が制限される。国 国家公務員法108条の2第3項)。 書面協定の締結もできるが 団体協約は締結でき 教育公務員特例法 地方公務員

98条2項)。 る(地方公務員法37条1項、 団体行動権 (争議権) は、 公務員法108条の5第1項、 一切禁止されてい 国家公務員法 第2項)。

08条の2第5項、 職種については、団結権も否定されている 職員・刑事施設職員・自衛隊員といった公 務の停滞が国民生活に重大な被害を及ぼす (地方公務員法52条5項、 これに対し、現業系の公務員については、 自衛隊法64条)。 国家公務員法1

### 2 全逓東京中郵事件から 全逓名古屋中郵事件まで

ていない。

認められているが、

団体行動権は認められ

たのは、団体行動への刑事罰の合憲性だった。 されるのだろうか。 このような現行法は、憲法上、 1960年代後半の最高裁は、 裁判所で問題とされてき 公務員の どう評価 ない(地方公務員法55条1項・2項、 国家

団結権・団体協約を締結する団体交渉権も また、警察職員・消防職員・海上保安庁 公務員の労働基本権を考える



東京都立大学 法学部 教授 木村 草太さん

横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、

ⓒ岩沢蘭

を経て、現在、東京都立大学法学系教授。専攻は憲法 学。国民の力で「憲法を活かす」をテーマに活動中。著 書の『憲法の急所』(羽鳥書店) は「東大生協で最も売れ ている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。「憲法 という希望』(講談社現代新書、共著) ほか多数。

るため、

破棄差し戻しとした。

認める範囲内であったかどうかを検討させ

問題の集会が労働組合法1条2項の

認め、

あると主張した。判決は、

被告人の主張を

組合員に集会参加を指示し、 者に3年以下の懲役または100万円以下 号に基づき起訴された。 が一斉に休暇をとり、 公立小中学校の教職員への勤務評定制度導 行動への刑事罰を制限する。この事件では、 入に反対するため、 4月2日刑集23巻5号305頁) も、 都教組の幹部は、 地方公務員の争議行為をあおった 都教組事件判決 (最大判昭和 地方公務員法37条1項・ していた。 東京都教職員組合が 集会に参加したもの ストライキをあおっ 地方公務員法61条 多くの教職員 61 条 4 団体 44

憲法28条を踏まえると、 処罰範

とはしないものの、根拠法令を限定的に解 刑罰の対象を狭めようとしてきた。 への刑事罰について、全部を違憲 全逓東京中郵 ぼり」論と呼ばれる解釈だ。 拼 告人全員を無罪とした。これは、 方に悪質性がある場合に絞るべきとし、 ①団体行動自体と②あおり行為の

合の役員が、

郵便局員に働きかけ、

勤務時

8号901頁) だ。これは、

全逓信労働

和

件判決 (最大判昭和41年10月26日刑集20巻

その出発点となるのが、

間に食い込む職場集会に参加させた事件だっ

Ļ ている。 係なものだったため、 のと認められるものでないことを要するも あおり行為等が争議行為に通常随伴するも 伴うとか、社会通念に反して不当に長期に 員団体の本来の目的を逸脱してなされると を処罰するには、争議行為そのものが、 のあおり行為についても、「あおり行為等 国家公務員法110条1項17号の団体行動 条約反対という公務員の労働条件とは無関 のと解すべき」と限定解釈を施した。 か等違法性の強いものであることのほか 及ぶなど国民生活に重大な支障を及ぼすと さらに、 4年4月2日刑集23巻5号685頁) は この事案で問題となった集会は、 暴力その他これに類する不当な圧力を 全司法仙台事件判決 部有罪の判決が出 (最大判昭 安保 ただ 職

違法性を阻却すると定めている。被告人ら

本件でも労働組合法1条2項の適用が

合の団体行動は正当行為(刑法35条)として、

れに対し、

労働組合法1条2項は、

労働組

分にあった。

役員たちは、

郵便物不取扱罪

当時、

郵便局員は現業国家公務員の身

(郵便法79条1項) を理由に起訴された。こ

判昭 員について、 全司法仙台事件判決を変更する旨を明示し 和 転する。 が出ていた。しかし、 員の団体行動 方公務員法61条4号は憲法28条に違反しな を処罰する解釈を示した。 このように、 48年4月25日刑集27巻4号547頁) は 「重の絞り」論によらず、 は、 51年5月21日刑集30巻5号1178 とくに限定解釈を加えなくても地 全農林警職法事件判決 岩手教組学テ事件判決 への刑罰を控える方向の判例 1960年代後半は、 この傾向はすぐに逆 また、 あおり行為一般 (最大判昭 地方公務 (最大 公務

> いとして、 殺に、 「和52年5月4日刑集31巻3号182頁) 全逓東京中郵事件判決を変更し、 全逓名古屋中郵事件判決 都教組事件判決を覆している。 (最大判 現業

「二重の

被 奴

されてしまった。 を控えようとする判例 このように、公務員の団体行動への 0 傾向はすぐに変更 処罰 の適用はないものとした。

公務員の団体行動には労働組合法1条2項

### おわりに

認めただけで、 きとまでは言っていない。 60年代の諸判例も、 と考えたことには理由がある。また、 最高裁が、 不法行為責任や懲戒処分について免責すべ 公務員の職務と地位の性質を考えると、 安易に団体行動は認められな 団体行動について、 刑事罰からの免責を 民事の 19

度をとるべきではないか。 例については、労働基本権の制限に対する 号)により、 0条1項17号は、 地方公務員法61条4号、 損害賠償を認めるなど、 それらの第三者機関の勧告が無視された事 置は厳格に実施しなくてはならないだろう 本権とその制限は、 れば、 ただし、 なお、 (第105号) 今回紹介した事件で問題となった 人事院や人事委員会による代償措 ここまで厳しい態度をとるので 関する法律 現在では削除されている。 強制労働の廃止に関する バランスが重要だろう の締結のための関係法 (令和3年法律第75 司法府も厳しい 国家公務員法11 公務員の労働基 態



# 个当な懲戒処分と救済手管理監督職員に対する



**な救済手続などについて教えてください。**とに納得できないようです。このような懲戒処分が許されるものか、また、法的を戒告にしました。税務課長 (組合員) は、管理監督者だけが懲戒処分を受けたこ銀行預金を差し押さえる事故を生じ、県知事が、担当職員を訓告とし、税務課長県税事務所の滞納処分手続において、滞納者と同姓同名で生年月日も同じ別人の

県税の滞納処分手続上の過 県税の滞納処分手続上の過 十分な原因調査と反省の上で 十分な原因調査と反省の上で の再発防止策の樹立などが要 求されるでしょう。しかし、 理当職員に対する措置が訓告 であるのに、管理監督者の税 のは違法と考えます。まずそ のは違法と考えます。まずそ のは違法と考えます。まずそ

す。

ま見を付け加えることにしまり組みの重要性について私のり組みの重要性について私のいるのがである。

### 懲戒にするのは違法

について懲戒処分などを受け担当職員が事務処理上の過失管理監督する立場の職員は、管理監督する立場の職員は、

告にしたのは、滞納者と同姓職員を懲戒にすることなく訓

手続上の過失について、

担当

ところで、本件滞納処分

と裁判所での懲戒処分取消訴

ものです。

ものです。

このことは、担当職員と管理監督職員の職責(職務と責理監督職員の職責(職務と責事行政上の常識だと言えます。県知事が定めた「懲戒処分等の基準」や、この基準が依拠している人事院の「懲戒処分の指針」も同じ考え方です。この「基準」と「指針」が、いこの「基準」と「指針」が、いこの「基準」と「指針」が、い

「監督責任関係」は、担当職員 「監督責任関係」は、担当職員 が高等した場合で、管理監督 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が懲戒処分を受 は、「部下職員が高正を欠い など

おいらも明らかだと言えます。
 また、全国の自治体での管理監督職員に対する指導責任
 些問う懲戒事例をみても、担して
 当部下職員に対する懲戒より
 とも管理監督職員だけを懲戒
 とも管理監督職員だけを懲戒
 とも管理監督職員だけを懲戒
 たるの異常性と違
 禁込性を裏付けるでしょう。
 おいたと言えます。
 するの

◆答える人◆



考底した上での結論であると 考慮した上での結論であると 考慮した上での結論であると するられます。

るべきであったでしょう。として、この担当職員に対監督者であった税務課長に対監督者であった税務課長に対いても、訓告以下の措置を取ける訓告が相応のものと是認

したがって、税務課長だけを戒告にしたのは、「懲戒処分等の基準」に違反し、懲戒における「公正の原則」(地公法おける「公正の原則」(地公法の原則」(同法13条)にも違反の原則」(同法13条)にも違反の原則」(同法13条)にも違反の原則」(同法13条)にも違反

藤原 修身

### 不利益処分審査請求手続

手続を取る場合には、まず県 戒処分を不服として法的救済 条1項) 求めるべきでしょう(同法50 また、公正で慎重な審理など りません (同法49条の3)。審 を知った日の翌日から起算し の人事委員会へ不利益処分審 のため「口頭」「公開」審理を 由は簡単なものにすべきです。 査請求書に記載する不服の理 て3ヵ月以内にしなければな 査請求をする必要があります (同法49条の2、51条の2)。 この審査請求は、懲戒処分 被処分者の税務課長が懲

準備手続の段階で争点を絞り 手続では、 前に、 <u>寸</u> 証計画などのため、準備手続 すぎることは避けねばなりま きが行われるのが通例です。 主張について争点の整理と立 なお、 一証が先行することからも、 処分者・請求者双方の 不利益処分審査請求 公開口頭審理に入る 処分者による主張

(2) ところで、人事委員会で

> 戒処分の再審査手続です。 あるかについても行われる懲 だけではなく、適当(妥当)で 戒処分が適法 (合法) であるか の審査は、県知事が行った懲

す 者の証人尋問も必要とされま 例など処分者側の立場にある や管理監督者に対する懲戒事 戒処分等の基準」の運用実態 させるべきでしょう。また、「懲 根拠とした資料の全部を提出 県知事が懲戒処分を行う際に したがって、審理の場には

らいっ

判所へ懲戒処分取消訴訟を提 れた場合には、被処分者は裁 すが、もし懲戒処分が承認さ 県知事としては抗争ができな 処分が取り消された場合には 期待できるかもしれません。 処分者の懲戒処分職権取消が に違法性が明らかな事案では 人事委員会の和解勧奨による ため確定することになりま 人事委員会の裁決で懲戒

### 懲戒処分取消訴訟

(1) 懲戒処分取消訴訟は、 裁

項。

起することができます。 なお、 本件懲戒処分のよう

> ら6ヵ月以内に提起しなけれ 決があったことを知った日 訟においては、裁判所は、不 ばなりません (行訴法14条1 ところで、懲戒処分取 して、

当性)は、判断の対象外であ あった場合に限り取り消すこ 囲を超える場合または濫用で 督者だけを懲戒にしたもので 最初に述べたとおり、管理監 あることに注意が必要です。 るという訴訟制度上の制約が が適当であったかどうか(妥 法30条)。そのため、懲戒処分 とができるとされています(同 行った戒告処分が裁量権の範 い、懲戒権者である県知事の 利益処分審査請求手続とは違 しかし、本件懲戒処分は、

したものと評価するほかあり の範囲を逸脱し、これを濫用 処分は、県知事の持つ懲戒権 等の基準」にも違反する懲戒 知事自らが定めた「懲戒処分 そして、懲戒権者である県

懲戒権者の定めた懲戒基準は 件と事案は全く異なりますが、 最近の裁判例をみても、本

> 懲戒権の逸脱濫用と認め、 懲戒処分の公平性を担保し、 なっています。人事委員会で 戒処分を取り消す判決が多く ないようにするためのものと 懲戒権者の判断が恣意に流れ たとしても、諦めないでくだ 懲戒処分承認の裁決が出され 基準違反の懲戒処分を

### 組合として 組織的取り組みの重要性

義務があります。また、違法 事権は、労働組合としても基 処分のように違法な懲戒権の とは避けるのが当然です。 組合が異議を唱え介入するこ 体的な懲戒権の行使について 本的に尊重すべきであり、具 (1) ことになれば、職員全体の職 不当な懲戒処分が許容される る被処分者の権利利益を守る 行使に対しては、組合員であ しかし、組合は、本件懲戒 県知事の懲戒権などの人

違法性が強いと言えます。

的になる場合があります。 懲戒処分に不服があっても、 合としての物心両面での支援 的な救済手続を取るのに消極 滞納者ではない別人の銀行預 進める際には、被処分者が たことによる責任感から、法 金を差し押え、県の信用を害 ょう。なお、このたたかいを 撤回闘争に取り組むべきでし 合には、組織をあげての処分 法不当なものと判断された場 した上で、本件懲戒処分が違 とともに、事実関係の調査を 他の職員にも迷惑をかけ 組

のたたかいに限局することな 争は、人事委員会や裁判所で めざすべきです。 が望まれます。 く、団体交渉による解決をも 労使交渉の場では、 そして、懲戒処分撤回 人事行 闘

決着への努力を忘れるべきで を進めるとしても、交渉によ です。たとえ法的な救済手続 政の常識も通用し、懲戒権の る懲戒処分の取り消しによる めあうことは難しくないはず 行使に問題のあったことを認

被処分者の言い分を十分聴く

したがって、組合としては

うことにもなりかねません。 務遂行についての意欲を損な

# 橋本 春樹 (自治労文芸会議幹事・近畿地連

ている。日々の組合活動において、「格差」と向きあう が格差社会の中、それぞれが問題を抱えながら生活し

ことが軽んじられたり、忘れ去られたりしていないだ

### 格差社会を生きる難しさ ペアレントクラシ 「親格差時代」の衝撃 基本宏吉 Shiniza Kohida

\*

ペアレントクラシ 「親格差時代」の衝撃 志水 宏吉(著)

### 朝日新聞出版

### ook review

ちゃんぽん 食べたかっ! さだ まさし(著) NHK出版

# 故郷を想う時、何を食べたいですか?

ご存じ、長崎が誇るシンガーソングライター・さだま

生時までの紆余曲折。 口になるきっかけとなる、吉田政美と組んだグレープ誕 ヴァイオリニストをめざすべく上京する情景から、

さだまさしならではの軽妙なタッチで青春時代を振り返っ 誰しもが成長期に経験する挫折、 苦労、 悩み等々を

頭の中で流れ、文章が映像となり、 ような感覚に陥る。 読むにつれ、さだまさしの曲がBGMとなって自然と 映画を観ているかの

み出す構造を許容する社会であり、

その構造の中で勝

者になろうとする思考ではないか。

うようだが、家庭環境が子どもにもたらす影響は今も

親を選べないということを「親ガチャ」と言

教育行政の実態を紹介しながら考

昔も変わりはない。格差社会と言われるが、

それも今 格差を生

に始まったことではない。問題となるのは、

護者、学校·教師、

撃、とくると頷ける。

馴染みのない言葉だが、

副題が、「親格差時代」の衝

さしの自伝的青春小説

ペアレントクラシー。

本書ではペアレントクラシーの実態を、子ども、

察する。

かっ!」と思う気持ちに共感。何度かちゃんぽんのスー はほとんどなかった。まさし少年が「ちゃんぽん食べた 西で過ごしたが、確かに、長崎のソウルフードであるちゃ に長崎を思い、 フレーズは、まさし少年が寂しさや苦難に直面した時 んを振舞ったこともあった。今でこそ某ちゃんぽんチェー ブの素を長崎で買って帰り、関西の友人たちにちゃんぽ んぽんをちゃんと食べさせてくれる店は、当時の関西に ンがあるが…。 小説のタイトルである「ちゃんぽん食べたかっ!」の 発せられるものだ。私も学生時代を関

解な部分もあるが、

指摘である。著者は教育分野の専門家であり、やや難 むレトリックになっているのではないか、とは著者の 恵まれた環境にある人々の私的欲求をオブラートに包 は否定されるものではないが、そうした社会は、

実は

「多様化」といったキーワードで表現できる。それ自体

本書でも指摘されているように、現代は「個性尊重

も記載されており、

労働組合は格差とたたかう集団である。私たち自身

丁寧なつくりになっている。

多くの事例が紹介され、参考文献

お越しください! 皆様も本書を読んで、 ぜひ長崎へちゃんぽんを食べに

永田 仁 (自治労文芸会議幹事・九州地連)

### 休暇旅こぼれネタ

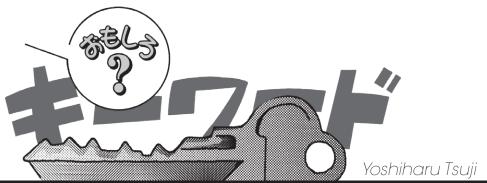
「自治労通信」の取材先で見たおもしろいもの 心動かされた出来事を、編集部記者が気ままにつづるコ 今号は取材ではなく、子どもと夏休みに訪れた旅から。



森の緑、海の青、砂浜の白が美しい「浦田海水浴場」(鹿児島県・西之表市)

日本の水浴場88選のひとつ である「浦田海水浴場」。口 ケット打ち上げで有名な種 子島の北端に位置するこの 海水浴場は、砂は白く、海 もとても綺麗で、湾になっ ているため波も穏やかだ。 この海水浴場からそれほど 離れていない所に「馬毛島」 がある。今、「馬毛島」に自 衛隊の基地を建設する計画 が進められている。 子どもと遊びながら、いつ までも平和で穏やかな場所 であってほしいと切に願った







た自民党と旧統一教会との関係が 影響していると指摘する。▼ただ、 最大の要因は、「国葬」などいう時 代がかった発想と、法的根拠も意 に介さずそれに大金を投じること を恥じないという、政府のとんち んかんぶりに、国民は嫌気がさし たということだろう。▼今度の「国 葬」は、自民党政治の葬式としよ う。民主主義の葬式にしてはなら ない。強く、そう思う。 (和)

安倍元首相銃撃事件の背景となっ

選挙で国民は、岸田内閣を信任 からは考えられない変化だ。あの 道もある。先の参議院選挙の結果 軌を逸した金額ではある。▼マス 億6千万円超となるとされる、安 儀の費用の平均額だ。▼片や、16 内閣支持率は30%を切ったとの報 よう。ただそれでも、あまりに常 較することは意味がないと言われ 倍元首相の「国葬」。多数の参列 会2017年葬儀についてのアン 数字だが、これは日本消費者協 したのではなかったのか。識者は、 とする意見は50%を超えたという。 コミ等によれば、「国葬」に反対だ と、普通の庶民のそれとを単純比 者が見込まれる有力政治家の葬儀 ケート調査による、日本全国の葬 ▼平均費用195万円。やや古い

包口

10日発行)

### 組合員の購読料は組合費の中に含む

### 住宅と家財を守る共済/



### 心心いの住まいる共済

火 災 共 済 ・ 自 然 災 害 共 済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

近年各地で起きている さまざまな災害。 住まいの保障は風水害や 地震などへの備えが必要です。



### 風水害や地震には 火災の保障だけでは

きょうさい次郎さん(42歳) 住宅240口・家財200口に加入の場合



- ●住宅構造:木造構造 ●住宅所在地:東京都
- ●住宅延床面積:30坪
- ●世帯主年齢:42歳
- ●世帯人数:4人

| 1 | 口あたりの |
|---|-------|
| ı | ロめたりい |
|   | 月払掛金  |
|   | 门川川业  |

| 建物構造区分     | 火災共済 | 自然災害共済 |  |  |
|------------|------|--------|--|--|
|            |      | 大型タイプ  |  |  |
| 木造構造       | 6.0円 | 14.0円  |  |  |
| 鉄骨·耐火構造    | 3.5円 | 9.0円   |  |  |
| マンション構造    | 3.0円 | 8.0円   |  |  |
| 風水害保障なしタイプ | 2.5円 | 7.0円   |  |  |
|            |      |        |  |  |

火災共済

のみ加入

月払掛金 2,640円

大型タイプを同口数付帯

月払掛金 8,800円

### 地震の被害を受けたとしたら (損害額100万



支払われません

**132**万円~**1,320**万円の支払い



5.75万円~345万円 の支払い\*

**25.75**万円~3,425万円の支払い

(火災共済からの支払額を含む)

洪水の被害を受けたとしたら



11.5万円~172.5万円 の支払い※

103.9万円~1.712.5万円の支払い

(火災共済からの支払額を含む)

※「マンション構造専用[風水害保障なしタイプ]」の場合、支払いはありません。

大型タイプを付帯すると、共済金にこれだけの差がでます!!

"<mark>備える</mark>"意味をお考えください!

●自然災害共済には掛金・保障額をコンパクトにした「標準タイプ」も用意しています。 ●掛金は組合によっては年払となります。

契約にあたっては パンフレットをご覧ください。

不明な点などは、所属の組合を通じて各都道府県支部にお問い合わせください。

こくみん共済〈全労済〉<sup>全国労働者共済生活</sup> 協同組合連合会

自治労共済<sub>推進本部</sub> 全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協とし て共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆 さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としていま す。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地ま たは勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済 制度をご利用いただけます。